

| No. | 種別 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|----|-----|-----|-----|-------|----------------|--|--|
| 1 | 入札説明書 | 6 | 第3 | 3 | (1) | イ | 応募者の構成等 | 協力企業とは、特別目的会社に出資を行わない者とありますが、入札参加資格確認申請書提出後、何らかの理由で協力企業が出資する事は可能でしょうか？ | P9第3-3-(5)応募者を構成する企業の変更を参照してください。 |
| 2 | 入札説明書 | 14 | 第3 | 4 | (4) | イ | 入札書類の作成方法 | 「副本については、企業名を特定又は類推可能な記載は不可とする。」とございますが、正1部については企業名を特定する記述が必要ということでしょうか。ファイル表紙に企業名を記述するというのでしょうか。 | 正本には、表紙に加え、提案書の本文においてもできる限り具体的な会社名を記載してください。なお、副本においては、該当する会社名等を任意の記号（例：■）に置き換える等の対応をしてください。 |
| 3 | 設計・建設要求水準書 | 8 | 第1 | 5 | (1) | - | 整備対象施設の位置・敷地条件 | 南西側都市計画道路整備について、施設供用開始時期には、敷地北部の小浜町・宮脇等の住宅市街地と繋がる計画と考えてよろしいでしょうか。都市計画道路整備における構想・主旨について、御教示願います。 | 前段については、整備対象地（別紙26の矢印部分）までの整備となります。後段については、都市計画道路の計画はありますが、現時点でお示しできる具体的な事業実施計画はありません。 |
| 4 | 設計・建設要求水準書 | 12 | 第2 | 2 | (2) | エ(イ) | 諸室配置計画・動線計画 | 別紙19のコンセプト図では、検査室が1室ですが別紙3 C-7-4では2室となっております。コンセプト図の1室としてよろしいですか。 | ご質問のとおりです。別紙3諸室整理票P21のエイズ等相談検査室（C-7-4）の規模20㎡（10㎡×2）は誤記でした。1室（20㎡）に修正します。 |
| 5 | 設計・建設要求水準書 | 12 | 第2 | 2 | (2) | エ(ウ) | 諸室配置計画・動線計画 | 入札説明書等に関する質問・回答（第1回）のNo.17で歯科診察室（E-11）内に歯科用の事務室及び調剤室を設けないとの回答ですが、医科と歯科の入口を別に設けるが入口の先は共通の事務室と調剤室を利用するの考えはありますか。 | 共通の事務室及び調剤室の利用ではありません。歯科用は歯科診察室内で対応します。 |
| 6 | 設計・建設要求水準書 | 20 | 第2 | 2 | (2) | シ(エ)f | 排水設備 | 「感染のおそれのある排水系統を有する」とあるが、「感染する」とはどのようなものか具体的にお示しください。 | 感染性廃棄物として市が事前に処理を行うことから、「感染のおそれのある排水系統を有する」は誤記であり、該当箇所fについては削除します。 |
| 7 | 設計・建設要求水準書 | 20 | 第2 | 2 | (2) | ス(ア)b | レストランのコンセプト | 地域療育センター（仮称）のショートステイの利用頻度の想定があればご指示願います（同じ利用者が週に何回利用するか等）。また、利用者の年齢についての想定があれば併せてご指示願います。 | 前段については1日最大2名の利用を想定していますが、同じ利用者が週に何回利用するかは未定です。後段については、年齢制限はありませんが、18歳未満の方が主な利用者であると想定しています。 |
| 8 | 設計・建設要求水準書 | 20 | 第2 | 2 | (2) | ス(ア)b | レストランのコンセプト | 地域療育センター（仮称）のショートステイ事業のための昼食の提供において、メニュー作成は設定料金に従い、事業者側で作成し、市の承認を受けて実施献立とする方法と理解してよろしいでしょうか。 | P21第2-2-(2)-ス-(ア)-b-(d)と同様に、メニューは市と選定事業者の協議により決定します。 |
| 9 | 設計・建設要求水準書 | 20 | 第2 | 2 | (2) | ス(ア)b | レストランのコンセプト | 地域療育センター（仮称）のショートステイ事業のための昼食の提供において、メニューの作成基準がありましたらご指示願います。 | そしゃく、嚥下機能の障害に対応したきざみ食等を、必要栄養量用意していただく予定です。 |

| No. | 種別 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------------------|----|-----|-----|-----|-------|-----------------|--|--|
| 10 | 設計・建設 要求水準書 | 20 | 第2 | 2 | (2) | ス(ア)b | レストランの コンセプト | 地域療育センター(仮称)のショートステイ事業のための 昼食の提供において、食事の提供時間は昼12:00前 後と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 11 | 設計・建設 要求水準書 | 20 | 第2 | 2 | (2) | ス(ア)b | レストランの コンセプト | 地域療育センター(仮称)のショートステイ事業のための 昼食の提供において、運搬方法は、雨水汚染や保 温管理に配慮されたものであれば事業者任せに されるものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。適切な方法で実施してください。 |
| 12 | 設計・建設 要求水準書 | 22 | 第2 | 2 | (2) | セ(ア)c | 駐車場及び駐 輪場 | 施設利用者以外の駐車、放置駐車等の対策として駐 車場出入口に機械式ゲート(例えばカード発行)を設 置することは必要でしょうか。 | 事業者の提案事項です。あわせて、平成19年1月24日 公表の「要求水準書(案)への質問・回答」のNo.96を 参照してください。 |
| 13 | 設計・建設 要求水準書 | 22 | 第2 | 2 | (2) | セ(イ) | ごみ集積場 | ごみ集積場には屋根が必要ですか。また、豊橋市にお いてごみ集積場の広さを規定されていますか。 | 前段については必要です。 後段については、ごみ集積場の広さの規定はありません。 建設規模に合った広さを提案してください。 |
| 14 | 設計・建設 要求水準書 | 22 | 第2 | 2 | (2) | セ(エ) | その他 | 主要な屋外館名サインとして、周囲道路からの入口部 の各所に設置するものとし、塔屋目隠しには設置しな いものと考えていますが、よろしいでしょうか。追加や 仕様設定がありましたらご教授願います。 | サインの設置に関しては、事業者の提案事項です。利 用者の利便性や分かり易さに配慮したサインを計画し てください。 |
| 15 | 設計・建設 要求水準書 | 22 | 第2 | 2 | (2) | セ(エ) | その他 | 敷地周囲は、敷地境界線までを設計・建設工事範囲と し、地先境界ブロック等で縁切りをするものと考えま すがよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 16 | 維持管理・ 運営 要求水準書 | 3 | 第1 | 5 | (2) | ア | 三師会への諸 室の貸出し | 貸出時間中は、保健センター職員にて立会いされるの でしょうか。もし、立会いがなされない場合の管理の責 任は、市側にあると理解してよろしいでしょうか。 | 立会いはありません。諸室の貸出先(利用者)の過失 等による施設損壊等については、選定事業者が本事 業の要求水準を適切に履行している場合は選定事業 者の責任とはなりません。 |
| 17 | 維持管理・ 運営 要求水準書 | 6 | 第2 | 1 | (2) | ウ(ウ) | 業務担当者 | 自家用電気工作物の電気保安業務は、保安協会に委 託できると理解してよろしいかご教示ください。 | 事業者の提案事項です。適法・適切に業務を実施し てください。 |
| 18 | 維持管理・ 運営 要求水準書 | 10 | 第2 | 3 | (4) | - | その他 | 照明器具等の消耗品は選定事業者の負担となってい ますが、その他の消耗品は市側の負担と理解してよろ しいかご教示ください。 | P6第2-1-(2)-ウ-(キ)維持管理業務に関する費用の 負担 に示すとおりです。 |
| 19 | 維持管理・ 運営 要求水準書 | 11 | 第2 | 6 | (4) | ア(オ) | 共通事項 | 業務に使用する資材、消耗品は事業者の負担になっ ていますが、ごみ用ビニール袋・玄関マット・トイレ トペーパー及び消臭剤等は市側の負担と理解してよろ しいかご教示ください。 | 質問No.18を参照してください。 |

| No. | 種別 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------|----|-----|-----|-----|------|-------------|--|---|
| 20 | 維持管理・運営 要求水準書 | 13 | 第2 | 6 | (4) | イ(エ) | ごみ処理業務 | ごみのうち、粗大ごみも本事業の対象外と理解してよろしいかご教示ください。 | 事務机等の粗大ごみの排出については想定しておりませんのでご理解のとおりですが、新聞やダンボール等の資源ごみについては事業範囲となります。 |
| 21 | 維持管理・運営 要求水準書 | 13 | 第2 | 6 | (4) | イ(エ) | ごみ処理業務 | ごみの種類別に、搬出量及び搬出頻度をご教示ください。 | 保健所(母子保健センターを含む。)を例にとると、業者の収集頻度については、可燃ごみは毎週1回、不燃ごみ・ビンカン・発泡スチロールは月1回、資源ごみ(ダンボール・新聞等)は月1回、感染性廃棄物及び産業廃棄物は年3~4回の状況です。また、不燃ごみ・ビンカンのコンテナ容量は1m ³ です。なお、本事業は、地域療育センター(仮称)が新たな施設であることなどから、現時点では施設全体におけるごみの種類別の搬出量及び搬出頻度を推定することは困難ですが、通常の類似規模・種類の施設並みと考えます。 |
| 22 | 維持管理・運営 要求水準書 | 15 | 第2 | 9 | (3) | ア | 修繕業務の計画 | P5に業務毎の維持管理業務年間計画書を作成提出するとされていますが、事業期間終了までの修繕業務の計画との齟齬が発生した場合、市へ報告し修正することができるかと理解してよろしいでしょうか。また、年度ごとの修繕実施は前記の修繕業務年間計画書により実施すればよいと理解してよろしいかご教示ください。 | 前段については、平成19年6月6日公表の「入札説明書等に関する質問・回答(第1回)」のNo.86を参照してください。 後段については、原則としてご理解のとおりですが、本事業の実施に支障が出る状況等が発生した場合には、年間計画書に記載のない臨機の修繕を行うことが必要になります。 |
| 23 | 維持管理・運営 要求水準書 | 19 | 第3 | 2 | (3) | イ | 公金収納業務 | 公金収納業務において、総合受付(D-3)で料金収納の作業がございしますが、備品リストの内、総合受付に設置するレジスターの記載がございません。当該機器の調達は市で行っていただけたらと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 24 | 維持管理・運営 要求水準書 | 21 | 第3 | 2 | (3) | イ | 公金収納業務 | 豊橋市予算決算会計規則の入手方法について御教示下さい。 | 豊橋市ホームページを参照してください。 http://www2.city.toyohashi.aichi.jp/d1w_reiki/reiki.html |
| 25 | 維持管理・運営 要求水準書 | 21 | 第3 | 4 | - | - | 郵便物発送及び整理業務 | 業務に従事する要員の待機のための控室は、市側で用意される部屋を利用させていただけると理解してよろしいかご教示ください。 | 平成19年1月24日公表の「要求水準書(案)への質問・回答」のNo.22を参照してください。 |
| 26 | 維持管理・運営 要求水準書 | 24 | 第3 | 4 | (3) | イ | 本施設内の郵便配送業務 | 投函業務実施の時間については、集配時間によるとありますが、当該集配時間は事業者と協議させていただくことは可能でしょうか？協議ができない場合、集配時間を御教示願います。 | 郵便物配達時の集荷を想定していますが、供用開始時の郵便局の配達体制が未定なため、集配時間も現時点では未定です。このため、市と選定事業者で協議を行います。 |
| 27 | 維持管理・運営 要求水準書 | 25 | 第3 | 5 | - | - | データ入力等業務 | 業務に従事する要員の待機のための控室は、市側で用意される部屋を利用させていただけると理解してよろしいかご教示ください。 | 平成19年1月24日公表の「要求水準書(案)への質問・回答」のNo.22を参照してください。 |

| No. | 種別 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------|----|------|-----|-----|----------|-------------|--|---|
| 28 | 維持管理・運営 要求水準書 | 29 | 第3 | 7 | - | - | 医療事務業務 | 病院情報システムの導入が前提とされていますが、医事システム等の部門システムを含めた概要・仕様をご教示ください。 | 医療事務システム及び電子カルテシステムについては現時点では未決定です。開院前までに機種及び台数については選定事業者と協議します。 |
| 29 | 維持管理・運営 要求水準書 | 31 | 第3 | 7 | (4) | ア(ア) | 医事受付業務 | 病院情報システムの導入が想定される中で、倉庫からのカルテの出し入れはどの程度の頻度・数量を予定されているでしょうか？ | 電子カルテシステムの導入を想定していますが、全てを電子化できるわけではなく、紙カルテの併用を想定しています。診察は原則予約制のため、診察当日必要となるカルテを前日までに倉庫から抽出することを想定しており、数量については患者数と同数程度になると想定しています。 |
| 30 | 要求水準書 別紙 | - | 別紙24 | - | - | - | 飲料水兼用耐震性貯水槽 | 飲料水兼用耐震性貯水槽について、埋設タイプを考えています。よろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 31 | 要求水準書 別紙 | - | 別紙24 | - | - | - | 飲料水兼用耐震性貯水槽 | 飲料水兼用耐震性貯水槽について、土被りはGL-1500と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 32 | 要求水準書 別紙 | - | 別紙24 | - | - | - | 飲料水兼用耐震性貯水槽 | 飲料水兼用耐震性貯水槽について、本管に対する流入及び流出管のサイズは100φと考えてよろしいでしょうか。 | 貯水槽は本管の一部であるとの考え方から、配水管口径と同様にφ200mmとしてください。 |
| 33 | 要求水準書 別紙 | - | 別紙24 | - | - | - | 飲料水兼用耐震性貯水槽 | 飲料水兼用耐震性貯水槽は財団法人日本消防設備安全センター「二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽」型式認定品を使用しなければならないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 34 | 基本協定書 (案) | 3 | 10条 | - | - | - | 解除 | 「…事業契約成立後に、本事業の入札手続に関し、…」において、違約金の規定を定めていますが、事業契約の第66条(損害賠償)との関係において、引渡日前、引渡日以降の解除における違約金額の規定との間での不整合が見受けられます。第10条(解除)の違約金についての解釈をご教示ください。 | 基本協定第10条に基づく違約金請求は、本事業の入札手続に関し、落札者グループに第6条第3項各号所定のいずれかに該当する不正があった場合において、市が基本協定を解除したときに限り、認められているものです。一方、事業契約第66条に基づく違約金請求は、原則として第60条に定められている事業契約の債務不履行がある場合に認められるものです。つまり、これらの請求権は成立要件が異なります。また、前者の相手方は落札者グループの基本協定締結当事者である一方、後者の相手方はSPCであり、義務負担者が異なります。このようにこれらは要件と効果において異なっており、全く別の制度であるため、矛盾するものではありません。 |
| 35 | 様式集 | 18 | 5-2 | - | - | 建築概要・面積表 | その他 | 駐車場(合計)の「台/㎡」の面積は(屋根がない部分)の駐車場面積又は車路スペースを含めた駐車場面積ですか。 | 特に指定はありません。適宜、注釈の付記等を行ってください。 |
| 36 | 様式集 | 19 | 5-2 | - | - | 建築概要・面積表 | 機能等別の面積 | 複数枚としてよろしいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 37 | 様式集 | 20 | 5-3 | - | - | 仕上表 | 内部仕上げ等 | 複数枚としてよろしいですか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 種別 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-----|----|------|-----|-----|-----------------|---------------------|--|--|
| 38 | 様式集 | 21 | 5-4 | - | - | 設計・建設に関する提案書(1) | 外部からの車両アクセス動線や歩行者動線 | (周辺交通渋滞の抑制を含む)とありますが、信号機及横断歩道の計画はありますか。計画等があれば資料をお願いします。 | 既存の信号機(県道豊橋田原線 移設予定地から豊橋方面 北東約120m)は都市計画道路(一色町・王ヶ崎町1号線)と県道(豊橋田原線)が交差する位置に移設する予定です。また、交差点内以外の横断歩道設置計画はありません。 |
| 39 | 様式集 | - | 6-3b | - | - | - | サービス購入料A提案書 | 本様式では、「※1:第2回から第41回の各四半期の「合計」は全て同額となるようにしてください…」とございますが、元本の2分の1に対する金利は、日割りの元利均等計算を行いますと、四半期毎の日数の違いから同額となりませんので、月割りで計算するものと解釈しておりますが、計算の考えにつきましてご教示願います。 また、元利均等計算時に生じる元本の端数についての処理につきまして、ご教示願います。 | 前段については、月割りで計算してください(各四半期の金利は、年率を4で除した値としてください)。後段については、提案書作成段階での計算過程における小数について、全て1円単位未満切り捨てとする必要はありませんが、四半期毎の市からの支払額については1円単位未満の端数が出ないように切り捨てて算出してください。 |
| 40 | 様式集 | - | 6-4b | - | - | - | 設計・建設費内訳表 | 平成19年度から21年度に欄が分けられていますが、設計調整、工事着手日等未定のため、費用内訳は平成21年度の欄にまとめて記載してよろしいでしょうか。 | 様式6-4bについては、入札説明書P5第3-2選定のスケジュール等を踏まえて、様式5-10の工程表を作成し、その工程と整合した各年度の出来高を記載してください。 なお、様式6-4eについては、SPCから設計企業、工事監理企業、建設企業等への支払額に従って記載してください。 |
| 41 | 様式集 | - | 6-4b | - | - | - | 設計・建設費内訳表 | 「※1:①から④の各々について、建物等の別に記載してください。」とありますが、用途は異なっても建物が合築し一体になっているものについては一つとして取り扱ってよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 42 | 様式集 | - | 6-4b | - | - | - | 設計・建設費内訳表 | 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備費の費目に共通仮設費がありませんが、行を追加して記載してよろしいでしょうか。 | ご質問の行の追加はできません。飲料水兼用耐震性貯水槽の共通仮設費は、サービス購入料Dの対象としないので、様式6-4bの上側の表に記載してください。 |

※ 入札説明書等に関する質問・回答(第2回)に基づく修正箇所のほか、一部修正箇所がありますので、詳細については別途公表する新旧対照表をご参照ください。